

報酬規程

社会保険労務士事務所

AC-HARBOR

1. 顧問報酬

■①アドバイザー顧問

人事労務に関するご相談・アドバイス、就業規則の簡易診断、法改正情報、書式サンプルのご提供等をするサービス。また、当事務所の手続き報酬（対象外の手続き有）を50%割引でご提供いたします。

報酬月額	基本料 8,000円（年間6時間程度）	追加は30分あたり5,000円
------	---------------------	-----------------

■②顧問

1. スタンダード顧問

労災保険・雇用保険・社会保険の手続き代行、助成金や就業規則に関する相談、労働関連の法律相談などが含まれた顧問契約です。

報酬月額	基本料 15,000円 + 3,000円×人数（代表者を含む）
------	---------------------------------

2. 保険手続き顧問

報酬月額	基本料 10,000円 + 保険手続（1,000円×被保険者数）
------	----------------------------------

■③給与計算の費用

報酬月額	基本料 10,000円 + 500円×人数 ※賞与・年末調整は別途
------	-----------------------------------

2. 手続報酬

1. 関係法令に基づく諸届等

労働保険	スポット料金
労働保険料申告書	10,000円
労災保険関係成立届	10,000円
雇用保険設置・廃止届	20,000円
被保険者資格取得・喪失届※	各5,000円
被保険者離職証明書※	10,000円
被保険者氏名変更届※	5,000円
被保険者転勤届※	5,000円
被保険者証再交付申請書※	5,000円
取得・喪失等届訂正・取消願※	5,000円
各種届書作成・再交付申請書	5,000円
休業開始時賃金月額証明書（育児・介護）※	10,000円
育児休業基本給付金支給申請書（2回目以降半額）※	20,000円
育児休業者職場復帰給付金支払申請書※	20,000円
介護休業給付金支払申請書※	20,000円

六十歳到達時等賃金月額証明書※	10,000円
高年齢雇用継続給付金支給申請書（2回目以降半額）※	20,000円
療養（補償）給付たる療養の給付請求・費用請求書※	各10,000円
療養の給付を受ける指定病院等変更届	5,000円
休業（補償）給付支給請求書※	10,000円
労働者死傷病報告※	10,000円
第三者行為災害届※	50,000円
特別加入申請書	30,000円
継続事業一括認可・取消申請	10,000円
労災保険名称、所在地等変更届	10,000円
雇用保険事業主・事業所各種変更届	10,000円
社会保険	スポット料金
新規適用・廃止届	40,000円
健康保険組合への編入手続	80,000円
被保険者資格取得・喪失届※	各5,000円
被扶養者異動届・国民年金第3号日保険者届※	各5,000円
月額変更届	10,000円
健康保険任意継続被保険者資格取得申請書※	5,000円
健康保険被保険者証喪失届・回収不能届※	5,000円
社会保険資格喪失証明書※	5,000円
退職証明書※	5,000円
賞与等支払届（1名あたり）※	1,000円
健康保険被保険者証・年金手帳再交付申請書※	各5,000円
健康保険被保険者証の更新※	5,000円
被保険者氏名変更（訂正）・生年月日訂正・住所変更届※	各5,000円
国民年金第3号被保険者住所変更届※	5,000円
適用事業所所在地・名称変更届※	20,000円
産前産後休業取得者申出書（保険料免除申出書）予定	5,000円
産前産後休業取得者申出書（保険料免除申出書）確定	5,000円
出産育児一時金請求書※	5,000円
出産手当金請求書（1回あたり）※	15,000円
療養費支払申請書※	5,000円
高額医療費支払申請書※	5,000円

疾病手当金請求書（1回あたり）※	15,000円
埋葬料（費）請求書※	10,000円
育児休業等取得者申出書・育児休業等取得者終了届※	各5,000円
第三者行為による傷病届※	30,000円
労働基準法	スポット料金
フレックスタイム制に関する協定書※	30,000円
一年単位の変形労働時間制に関する協定届※	30,000円
一箇月単位の変形労働時間制に関する協定届※	30,000円
一週間単位の否定形変形労働時間制に関する協定届※	30,000円
時間外労働・休日労働に関する協定届（三六協定届）※	20,000円
事業所外労働のみなし労働時間制に関する協定届※	30,000円
専門業務型・企画業務型裁量労働制に関する協定届※	各30,000円
労働安全衛生法	スポット料金
健康診断結果報告書	5,000円
産業医・安全管理者・衛生管理者選任届	5,000円

※被保険者に関する上記各種届出は、被保険者1名あたりの料金となっております。

2. 保険料の算定・申告

規模/法令	健康保険・厚生年金 保険月額算定基礎届 月額変更届	労働保険料 概算・確定申告		
		継続事業	一括有期事業	有期事業
1人～9人	30,000円	30,000円	<工事件数> 24件未満 5,000円 24件以上48件未満 80,000円 48件以上 協議	80,000円
10人～19人	40,000円	40,000円		
20人～29人	50,000円	50,000円		
30人～39人	60,000円	60,000円		
40人～49人	70,000円	70,000円		
50人～	1名あたり2,000円追加			

（注1）二元適用事業及び海外派遣者の特別加入者等が2件以上にわたる場合は、申告書1件について20,000円を加算いたします。

（注2）規模欄は被保険者数といたします。

3. その他各法令関係手続き

その都度、協議の上、決定させていただきます。

3. 年金請求手続き

着手金	50,000円
料金	①②のどちらか高い金額（税別） ① 年金の2か月分（加算分を含む）相当額 ② 遡及の場合、遡及分の含めた初回年金入金額の15% または障害手当金の15% 老齢・遺族は着手金 50,000円のみ

・審査請求 / 再審査請求

着手金	各 100,000円
料金	①②③のいずれか高い金額（税別） ① 年金の3か月分（加算分を含む）相当額 ② 遡及の場合、遡及分の含めた初回年金入金額の15% または障害手当金の15% ③ 150,000円

・額の改定請求

料金	改定後の年金額の2か月分か10万円のどちらか高い方（税別）
----	-------------------------------

4. 助成金報酬

	スポット契約	顧問契約
着手金	15,000円	0円※
料金	受給額の15%	受給額の10%

※訓練計画が必要な助成金等は、別途追加着手金必要です。

※顧問契約がある場合でも着手金が必要な助成金もあります。

5. 就業規則、諸規程、書面等の作成・変更

	スポット契約	顧問契約
就業規則の条文追加（3条文）	50,000円	30,000円
就業規則の作成（打合せなし・データなし）	80,000円	50,000円
就業規則の作成（打合せなし・データあり）	150,000円	100,000円
就業規則の作成（打合せあり・データあり）	300,000円	200,000円
付属規程の作成	80,000円	50,000円
労働基準監督署への届出	30,000円	15,000円
3 6 協定届の作成及び提出	20,000円	10,000円
変形労働時間届の作成及び提出	30,000円	15,000円
労働者名簿の作成	10,000円	5,000円
労働条件通知書の作成	雛形 1 通3,000円	0円
労働条件通知書の作成（2 通目以降）	雛形 1 通3,000円	1 通1,000円
雇用契約書の作成（労働条件通知書兼の同額）	雛形 1 通3,000円	0円
雇用契約書の個別作成（2 通目以降）	1 通2,000円	1 通1,000円

就業規則及び付属規程の変更の場合は作成と同額の料金となります。

内容が複雑多岐に渡る場合は、別途協議により加算いたします。

6. 公共職業安定所への求人申込み

	スポット料金	顧問料金
事業所登録の作成・申請	20,000円	10,000円
求人票の作成・申請	10,000円	5,000円

7. 相談・立会等報酬

1. 相談報酬

相談報酬とは、労働社会保険諸法令につき、依頼を受けた都度、相談に応じ又は指導する場合に受ける報酬です。

1 時間	10,000円
------	---------

（高度な知識を要するものについては、別途協議の上、決定させていただきます。）

2. 立会報酬

立会報酬とは、関係官庁が行う調査等に当たって、立会う場合に受ける報酬です。

	スポット契約	顧問契約
労働基準監督署調査	80,000円	30,000円
年金事務所調査	80,000円	30,000円
労働局対応	80,000円	30,000円
調査対応に伴う書類作成	別途協議	別途協議
その他	1時間40,000円	1時間20,000円

3. 調査報酬

調査報酬とは、依頼を受けた都度、調査、資料収集等を特別に行う場合に受ける報酬です。

1時間	10,000円
-----	---------

8. セミナー講師、執筆

1. セミナー講師

セミナー講師とは、労働社会保険諸法等につき、依頼を受けて抗議をする場合に受ける報酬です。

1時間	30,000円（顧問先20,000円）交通費別途実費
-----	----------------------------

2. 執筆

執筆報酬とは、労働社会保険諸法令等につき、依頼を受けて抗議をする場合に受ける報酬です。

ページ数や内容により応相談

当事務所は上記報酬を基準としておりますが、お客様のご要望に合わせた範囲や内容にてお見積りもいたしますので、お気軽にご相談ください。

上記に記載のない業務につきましても、お気軽にご相談ください。